

横須賀市 市史資料 室通信 1



発行日
平成 30 年 (2018 年) 9 月 7 日
発行者
横須賀市総務部総務課市史資料室
住所 神奈川県横須賀市上町 1-61
横須賀市立中央図書館内
電話 046-822-2077
本誌は印刷発行をしていません。市史資料室の
ホームページからダウンロードしてください。
☞ <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/8150/shishi/shishi1-top.html>

ごあいさつ

平成 19 年の市制施行 100 周年を記念して『新横須賀市史』の編さん事業を始めたのが平成 12 年度です。平成 26 年度末には予定していた全 15 巻の刊行を終え、平成 28 年度で市史編さん事業を担当していた総務部総務課市史編さん係を閉じることになりました。

その際、市史編さん事業の継続を求める請願が横須賀市議会で採択されるなど、市史編さん事業の後継組織の必要性を認識し、平成 29 年度に横須賀市立中央図書館内に総務部総務課所管の市史資料室を開設しました。

現在、市史資料室には、市史編さん事業期間中に市民等の皆様から借用あるいは寄贈いただいた資料を保管しています。ただし、台帳や複製資料の作成といった資料整理の完了していないものがまだまだたくさん残されており、市史資料の将来的な公開と活用に向けた事務の継続が必要という認識を改めて自覚して、資料の整理と保存に努めています。

このたび、平成 13 年度に創刊した『市史研究横須賀』の定期刊行終了に伴い、市史資料室の業務を柔軟に報告させていただくために、『市史資料室通信』を発行します。皆様のご意見・ご指導をいただければ幸いです。どうぞよろしく申し上げます。

// 市史メモランダム //

大正期における浦賀奉行所跡の史蹟 仮指定について

市史資料室 佐藤明生

横須賀市に所在する文化財のうち、文化財保護法の前身となる「古社寺保存法」¹⁾、「史蹟名勝天然記念物保存法」、「國寶保存法」²⁾により、国宝や史跡の指定等の措置が講じられていたものがある。大正 12 年 3 月 7 日に「史蹟名勝天然記念物保存法」に基づき史蹟に指定された「三浦安針墓」と大正 15 年 4 月 19 日に「古社寺保存法」に基づき國寶の資格³⁾を得た浄楽寺の「阿弥陀如来坐像及両脇侍立像」、この 2 件については、現行の文化財保護法でも史跡や重要文化財に指定されており周知のと

ころであるが、これら以外にも指定や仮指定を受けていたものがあつた。

それは、「明治天皇横須賀行在所跡」⁴⁾の史蹟指定と「浦賀奉行所跡」及び「浦賀灯明台跡」の史蹟仮指定である⁵⁾。

そこで本稿では、平成 32 年に開所 300 周年を迎える浦賀奉行所に着目し、平成 29 年 12 月にその跡地（所在地＝西浦賀 5 丁目、面積＝6705.7 m²）が住友重機械工業株式会社から横須賀市へ無償譲渡されたことを機に、その土地の足跡を知る上で「浦賀奉行所跡」の史蹟仮指定当時の様子を探ることを目的とする。

また、市教育委員会が浦賀奉行所跡地の発掘調査に着手するなど、開所 300 周年に向けた様々な動きは、これからの浦賀奉行所のあり方を考える良い機会であり、この大きな節目を大事にしたい。

1 「浦賀奉行所趾」の史蹟仮指定とその後

「浦賀奉行所趾」は、「浦賀灯明台趾」と共に、大正 12 年（1923 年）6 月に内務省から史蹟の内定を受け⁶⁾、翌大正 13 年（1924 年）2 月 26 日に神奈川県が史蹟の仮指定を告示した⁷⁾。史蹟とは、現行の文化財保護法上の「史跡」に等しく「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの」と考えて差し支えない。

さて、告示から仮指定の間に関東大震災があった。詳細は明らかではないものの「浦賀奉行所趾」も少なからず被災していたようで、次のとおり災害復旧工事が完了する見込みであることを横浜貿易新報が報じている⁸⁾。

「“残された史蹟復旧／直に着手十月には竣成”震災に依り破壊した県下の史蹟中、横須賀逸見の安針塚、金沢村の称名寺、箱根関趾は既に復旧工事が完成したが、今回文部省から其の他の復旧費を本県に配給してきたので、県では直ちに左記の史蹟に就いて復旧工事を施工する事となり、十月中には全部完成の見込みであるが、復旧を要する箇所は標識塔、注意札、境界石標の建設、石垣崩壊の修理位な程度であると △史蹟相模国分寺趾△史蹟旧相模川端杭保存施設△史蹟浦賀灯明台趾△史蹟浦賀奉行所趾」。

このように「浦賀奉行所趾」は、仮指定ながらも指定に準じて災害復旧工事が行われていたことになる。とはいえ、仮指定から正式な史蹟として指定を受けることはなかった。

終戦後、国宝及び史跡名勝天然記念物に関する新たな法整備が望まれる中で、法隆寺金堂の火災が契機となり、それまでの「史蹟名勝天然記念物保存法」、「國寶保存法」、「重要美術品ノ保存ニ関スル法律」（以下、「旧法」とする。）をまとめた文化財に関する総合立法として「文化財保護法」が成立した（昭和 25 年 5 月 30 日公布、同年 8 月 29 日施行）。旧法は、文化財保護法の制定により廃止となるが、「史蹟名勝天然記念物保存法」で規定する仮指定は、文化財保護法においても仮指定が継承される措置が取られた⁹⁾。ただし、仮指定は 2 年以内に指定がない場合は、その効力を失うという期限付きのものとなった。「浦賀奉行所趾」については、この間に史蹟指定へ向かう動きがなかったようで、文化財保護法の施行から 2 年後に史蹟の仮指定が失効してしまったことになる¹⁰⁾。

2 関連資料等から見る浦賀奉行所跡地の変遷

前項では、史蹟指定の内定から仮指定の失効までの流れをみてきたが、「浦賀奉行所趾」が正式な史蹟（あるいは史跡）に指定されなかった事情を明らかにする資料は見つからない。そのため、それを補完するものとして、土地所有者の変遷や仮指定前後の時期の文献、地形図の移り変わりを調べてみた。

(1) 土地所有権の変遷

浦賀奉行所は、明治政府が接收し、その土地は官有地（地目は陸軍省用地）に組み込まれた。ただし、そのまま長い期間放置されていたようで、大正 14 年 5 月 12 日付で払い下げを受けた株式会社東京石川島造船所が、所有権の保存登記をするまで未登記のままであった。そして、この保存登記と同じ日付で売買により、呉服店や浦賀名物水飴の製造販売業を営んでいた¹¹⁾ 地元の一個人が所有権の移転登記をしている。その後、遺産相続による所有権の移転が見られるが、昭和 15 年 5 月 2 日付で浦賀船渠株式会社が売買により所有権を移転登記して、法人の所有に代わった。そして、戦中・戦後の 30 年を経過したのち、昭和 45 年 3 月 27 日に会社合併により住友重機械工業株式会社の所有地となった。

また、登記簿に記載されたその他の事項では、大正 6 年 5 月に「宅地ニ開墾」の届があり、この時に地目も陸軍省用地から原野芝地に変更された。

(2) 文献に見られる「浦賀奉行所趾」の記述

管見に触れたものを紹介する。

- 明治 42 年 7 月発行、『浦賀志録』／「(前略) 同所ハ川間ニアリテ今尚雑草繁茂シ荒蕪地トナリ居レリ」
- 大正 7 年 12 月発行、『三浦郡誌』／「字川間に在り。里俗御屋敷と稱し、近年まで廢墟となり、廣濶なる原野なりしが、今は私人の所有となり、家屋の建設を見るに至れり。」
- 昭和 6 年 8 月発行、『史蹟名勝に富める湘南半島』／「浦賀奉行所趾は、西浦賀川間に在る。(中略) 史跡名勝保存地として公允された。」
- 昭和 32 年 6 月発行、『浦賀船渠六十年史』／「太平洋戦争中奉行所跡に当社の工具宿舎を新設したが、現在は空地になっている。」

(3) 地形図の移り変わり

浦賀奉行所跡地は、周囲を堀に囲まれた方形を呈する区画で、地目は大正 6 年以降、昭和 30 年に宅地へ変更されるまで原野芝地である。その土地の利用状況を陸地測量部の地形図を用いて、仮指定前後

の時期における表現の変化をみる。

第1図は、明治28年測量、明治36年の修正図である。浦賀奉行所跡地は荒地で表現され、土地利用状況を読み取ることはできない。



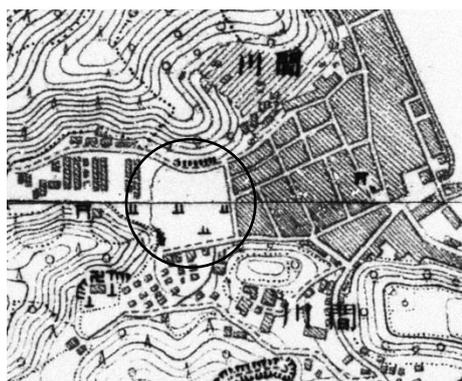
第1図
明治時代後期の浦賀奉行所跡地(○印内)
大日本帝国陸地測量部、明治28年測図、明治36年第1回修正「浦賀」及び「久里濱」より

第2図は大正10年の修正図。史蹟の仮指定及び土地の払い下げ前の地形図である。地図記号は荒地のままだが、北東隅に一棟の建物と思しき表記がある。また、奉行所の奥＝西側の谷戸奥は明らかに開発が進んでいる状況を示している。



第2図
大正時代中頃の浦賀奉行所跡地(○印内)
陸地測量部/参謀本部、明治28年測量、大正10年第2回修正測図「浦賀」及び「久里濱」より

第3図は昭和25年修正図。前記の建物は消えている。地図がちょうど浦賀奉行所跡地の中央で「浦賀」と「久里濱」に分断され、「浦賀」では空白であるが、「久里濱」には水田の記号が見られる。同時期の二つの地図で表現の違いが気になるが、水田記号が正しければ、戦後の食糧難の一時期における水田への転用を示しているのか。これに関しては定かではない。



第3図
終戦後の浦賀奉行所跡地(○印内)
地理調査所、明治28年測図、昭和25年第3回修正測量「浦賀」及び「久里濱」より

3 各資料から判ること

浦賀奉行所跡地は、『浦賀志録』の記述と第1図の表現が合致することから、少なくとも明治末期までは荒蕪地で未利用であったことは疑いない。そして、土地所有者の履歴から大正13年の史蹟仮指定当時は、官有地であったことがわかる。また、大正6年の「宅地ニ開墾」の届と大正7年発行の『三浦郡誌』における「家屋の建設」の記述及び大正14年の民間へ払い下げを絡めて、史蹟仮指定当時、官有地でありながら既に民間の土地利用が始まっていたことを示している。その一過程を示しているのが第2図であろう。なお、大正7年発行の『三浦郡誌』における「私人の所有」の件は、払い下げ前であるにもかかわらず官有地とは認めがたい土地利用実態を見た著者の誤認と判断する。

また、『史蹟名勝に富める湘南半島』の「公允」の件からは、史蹟として認知され、震災復旧による史蹟の標柱等が所在していた様子がうかがえる。

4 史蹟指定を阻んだ理由を探る

「浦賀奉行所跡」が史蹟の仮指定から指定に至らなかった理由を、まず、仮指定当時、官有地であったことに求めることができる。「史蹟名勝記念物保存法施行令」では、官有地を史蹟に指定する場合、その管理は主管の大臣と文部大臣が協議して定めると規定している。ということは、双方の意見が一致すれば良いが、意見の食い違いや価値観が異なれば、指定へのハードルは高くなる。

ただし、そもそも指定ではなく仮指定という措置を講じなければならなかった事情は、官有地でありながら民間の土地利用が始まっていたことにあったと推察する。史蹟指定を目論む立場としては、土地利用が進まないうちに仮指定の措置を講じ、関係者間で史蹟保存への意思決定を諮って指定へと向かう筋書きを描いていたはずである。しかしながら、浦賀奉行所跡地が長い間放置されてきた実態を踏まれば、陸軍省にとっては、この土地は無用であったわけである。既に民間の利用に供しており、それを覆してまで史蹟指定のための大臣間の協議を進めるよりは、払い下げによる財産処分へと向かっていったと見る事ができる。史蹟仮指定の翌年に民間へ払い下げた理由もこの辺りにあろう。

ちょうど大正11年のワシントン軍縮条約、翌年の関東大震災と浦賀の造船業にとっても災難が続いた時期であったが、造船の町＝浦賀の発展を推し

量れば、史蹟指定より土地開発が優先されたことはやむを得ない事情と察する。こうして史蹟指定へと積極的に向かう方向性はなくなっていき、次第に仮指定に対する意識も薄れていったようだ。

浦賀町は昭和 18 年に横須賀市に吸収合併されるが、大軍港都市横須賀にあっても当寺の行政機関に史蹟指定を進める動きは育まれなかった。

文化財保護法施行後の史跡仮指定 2 年間の経過措置についても、民間の土地利用といった事由というよりは、終戦後の混乱期という世相を省みなくとも、仮指定がほとんど意識されることはなかったと考えるのが妥当であろう。このようにして新法による仮指定は失効し、「浦賀奉行所趾」の史蹟仮指定の一件は忘れ去られてしまった。

「浦賀奉行所趾」が“もし、あの時、史蹟に指定されていたら、、、”という思いも募るが、発掘調査を含めたこれからの調査・研究により、少しでも浦賀奉行所の実態が明らかになり、郷土の宝として跡地の適切な保存と今後の活用を望む次第である。

「浦賀奉行所趾」と同時に仮指定された「浦賀灯明台趾」は、昭和 10 年 6 月 22 日に浦賀町が所有権の保存登記をするまで「共有地」であった。土地の管理実態から指定が難しかったかもしれないが、単独での史蹟指定ではなく「浦賀奉行所趾」とセットでの位置と考えられ、こちらが仮指定のまま葬られたことになる（現在は、横須賀市指定史跡）。

最後に、神奈川県教育委員会文化遺産課谷口肇氏と横須賀市教育委員会生涯学習課中三川昇氏にご教示いただきました。感謝いたします。

引用・参考文献

- 尋常高等浦賀小学校内職員懇話会編 『浦賀案内記』 大正 4 年 12 月 30 日発行 信濃屋書店
 北村包直 『史蹟名勝に富める湘南半島』 昭和 6 年 8 月 20 日発行 湘南半島之友社
 浦賀船渠株式会社 『浦賀船渠六十年史』 昭和 32 年 6 月 21 日発行 浦賀船渠株式会社
 神奈川県三浦郡教育会 『三浦郡誌 復刻版』 昭和 48 年 11 月 29 日発行 株式会社名著出版
 浦賀志録刊行委員会編 『加茂元善著 浦賀志録 上』 平成 21 年 3 月 31 日発行 横須賀市
 横須賀市 『新横須賀市史 資料編 近現代Ⅱ』 平成 21 年 3 月 31 日発行
 横須賀市 『新横須賀市史 別篇 年表』 平成 27 年 3 月 31 日発行

註

- 1) 文化財の名称及び法や条項中の用語等で、旧法に基づく場合は旧字体で表した。ちなみに現在、次の語は、“→”の後の語で表す。「趾・趾・址(し)→跡(せき、あと)」、「史蹟」→史跡、「記念物」→記念物
- 2) 「國寶保存法(昭和 4 年法律第 17 号)」の制定により「古社寺保存法(明治 30 年法律第 49 号)」は廃止される。
 なお、「國寶保存法」に「史蹟名勝天然記念物保存法(大正 8 年法律第 44 号)」と「重要美術品等の保存に関する法律(昭和 8 年法律第 43 号)」を加えたものが文化財保護法制定前の主要 3 法である。
- 3) 古社寺保存法では指定制度はなく、国宝の資格の付与であった。国宝保存法の制定により指定に変更された。
 なお、国宝保存法の国宝は、文化財保護法の制定により重要文化財に位置づけられ、重要文化財の中でも「世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるもの」を国宝に指定している。このように新法では国宝—重要文化財の 2 段階指定のため、旧法の国宝と新法の国宝は同じ指定基準にない。同様に、史跡も特別史跡—史跡の 2 段階指定になった。
- 4) 明治天皇横須賀行在所は、明治 4 年を初とする横須賀造船所行幸の際の宿泊所である。その跡地が昭和 8 年 11 月 2 日に『史蹟名勝天然記念物保存法』により史蹟に指定された。
 ただし、昭和 23 年 6 月 29 日に指定解除となった。これは連合国総司令部民間情報教育局の指示に基づく措置で、この時、指定解除となった明治天皇関連の史蹟は全国で 377 件に及ぶ。旧法による史蹟の総指定件数が 603 件であったから、その割合は 6 割を超えていた。
 なお、史蹟指定前後の時期に建立された「明治天皇御駐蹕」碑、「聖蹟」碑、標柱等は諏訪公園他に現存する。
- 5) 「史蹟名勝天然記念物保存法」の「第一條 本法ヲ適用スヘキ史蹟名勝天然記念物ハ内務大臣之ヲ指定ス 前項ノ指定以前ニ於テ必要アルトキハ地方長官ハ假ニ之ヲ指定スルコトヲ得」に基づき神奈川県が仮指定した。
- 6) 大正 12 年 6 月、横浜貿易新報(新横須賀市史 別編 年表 p.318) より。
- 7) 神奈川県告示第 35 号。大正 13 年 3 月 4 日付け横浜貿易新報(新横須賀市史 資料編 近現代Ⅱ p.1045) より。
- 8) 大正 13 年 9 月 9 日付け横浜貿易新報(新横須賀市史 資料編 近現代Ⅱ p.1045) より。
- 9) 文化財保護法附則第 5 条第 1 項(昭和 25 年公布時の附則第 117 条第 1 項)「この法律施行前に行つた史跡名勝天然記念物保存法(中略)第 1 条第 2 項の規定による仮指定(解除された場合を除く。)は、第 110 条第 1 項の規定による仮指定とみなし、(後略)」
- 10) 文化財保護法第 112 条第 2 項「第 110 条第 1 項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき(中略)、仮指定があつた日から 2 年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。」
- 11) 『浦賀案内記』より。

市史資料室事業概要 (平成 29 年度)

1 受付・問い合わせ件数等

- 問い合わせ件数 183 件
- 資料利用・掲載許可件数 28 件
- 資料(写真パネル)貸出件数 4 件
- TV番組取材対応・出演：NHKファミリーヒストリー「桂歌丸」編〔高村〕

2 関連団体の研修会等参加状況

- 5月9日、神奈川県歴史資料取扱機関連絡協議会(略称「神史協」)総会・講演会「公文書館と歴史研究(大西比呂志)」〔佐藤〕
- 11月10日、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会相模原大会「公文書館法30年—今、問われる公文書管理」〔佐藤〕
- 12月13日、神史協第2回研究会「増え続ける公文書の保存と公開への対応(相模原市立公文書館)」〔内藤〕
- 1月31日、神史協第2回研修会「たばこと塩の博物館視察」〔内藤〕

3 依頼業務・共催事業等

- 5月27日、東洋大学・旧軍港市連携公開講座講師〔佐藤〕
- 7月5日、小学校社会科研究会講師〔佐藤〕
- 8月3日～20日、経済部、記念艦三笠日本遺産登録記念パネル展“「廃艦」から記念艦へ—戦後「三笠」のあゆみ”〔パネル作成：高村〕



パネル展“「廃艦」から記念艦へ” 横須賀市立中央図書館での開催状況(8/3～20)。その後、横浜そごう10/10～17、さいか屋横須賀店10/18～23で巡回展開催

- 10月3日、経済部、旧軍港四市各市ガイド講習会講師〔佐藤〕
- 12月2日、経済部、記念艦「三笠」日本遺産登録記念講演会講師〔佐藤〕
- 2月24日、政策推進部、防衛大学校留学生市内研修会講師〔高村〕

4 寄贈資料 (寄贈者、敬称略)

- (1) 横須賀健康体操(ソノシート、作曲：小沢直与志、ピアノ伴奏：羽田健太郎) 市内・個人匿名
- (2) 『明治卅七八年日露戦役』第一巻～第九巻ほか計27点 東京都・個人匿名
- (3) 海軍造兵部関連資料群ほか計4点 市内・角井桂子
- (4) 千葉 理著『孫たちへ語り継ぎたい“戦争と平和”』 市内・千葉 理
- (5) 錨マーク入りの漆塗り椀ほか計3点 市内・白根貞夫

5 図書寄贈者・団体等一覧 (五十音順、敬称略)

◇安城市歴史博物館 ◇飯田市歴史研究所 ◇市川市市史編さん事業担当 ◇市立市川歴史博物館
 ◇大分市企画部 ◇神奈川大学日本常民文化研究所
 ◇金沢市都市政策局 ◇川越市博物館 ◇九州市立文書館 ◇清瀬市市史編さん室 ◇神戸市企画調整局 ◇相模原市博物館 ◇佐倉市市史編さん担当 ◇寒川文書館 ◇昭和館 ◇諏訪市教育委員会 ◇仙台市博物館 ◇茅ヶ崎市市史編さん担当 ◇茅ヶ崎市文化資料館 ◇千田武志
 ◇豊田市教育委員会市史編さん室 ◇長崎市総務部統計課 ◇名古屋市博物館 ◇二戸市教育委員会 ◇福岡市博物館市史編さん室 ◇藤沢市文書館 ◇三浦一族研究会 ◇三浦半島の文化を考える会 ◇八王子市市史編さん室 ◇焼津市歴史民俗資料館 ◇横須賀開国史研究会 ◇横須賀文化協会 ◇横浜市史資料室 ◇横浜都市発展記念館 ◇横浜市歴史博物館

6 刊行物

市史研究横須賀 第16号 平成30年3月20日
 市史研究横須賀 第17号 平成30年3月30日

7 事務執行体制の変更

	平成29年度	平成30年度
総務部長	尾澤 仁	藤井孝生
総務課長	杉本道也	杉本道也
総務・庁舎管理係長 (市史資料室)	小池 豊	常盤 勝
主任	内藤立成	内藤立成
再任用職員	佐藤明生	佐藤明生
非常勤職員	高村聡史	宮城 睦
非常勤職員	真鍋淳哉	藤川杏奈

あとがき

市史資料室通信の第1号をお届けします。本誌は印刷発行せず、ホームページからダウンロードしていただく方式により無償で頒布しています(ver.1.2=アドレスの変更)。

前年度の事業概要を含めた年1回の発行のほか、市史編さん事業中の未報告事項、市史資料室開設後の新資料の紹介、市史に関する備忘録「市史メモランダム」などを不定期で発行していく予定です。

刊行物のご案内

■『新横須賀市史』

書名	ページ数	定価(円)	版	重量	発行年月日
通史編 自然・原始・古代・中世	974 頁	4,000	A5	1,4kg	H24. 5. 31
通史編 近世	794 頁	4,000	A5	1.2kg	H23. 6. 30
通史編 近現代	1,131 頁	4,000	A5	1.6kg	H26. 8. 31
資料編 古代・中世 I	1,213 頁	4,000	A5	1.8kg	H16. 3. 31
資料編 古代・中世 II	1,136 頁	4,000	A5	1.7kg	H19. 8. 31
資料編 古代・中世 補遺	599 頁	1,500	A5	818g	H17. 3. 31
資料編 近世 I	1,159 頁	4,000	A5	1.7kg	H19. 8. 31
資料編 近世 II	1,116 頁	4,000	A5	1.7kg	H17. 3. 31
資料編 近現代 I	1,088 頁	4,000	A5	1.7kg	H18. 3. 31
資料編 近現代 II	1,066 頁	4,000	A5	1.6kg	H21. 3. 31
資料編 近現代 III	1,268 頁	4,000	A5	1.9kg	H23. 7. 31
別編 文化遺産	1,079 頁	4,000	B5	2.5kg	H21. 6. 30
別編 考古	1,136 頁	4,000	B5	3.3kg	H22. 3. 31
別編 軍事	915 頁	完売	B5	2.1kg	H24. 12. 31
別編 民俗	859 頁	4,000	B5	2.2kg	H25. 6. 30
別編 年表	495 頁	3,000	B5	1.3kg	H27. 3. 31

■その他の刊行物

書名	ページ数	定価(円)	版	重量	発行年月日
写真集 占領下の横須賀 連合軍の上陸とその時代	102 頁	完売	A4	598g	H24. 5. 31
市史研究 横須賀 創刊号～第 17 号	116～ 173 頁	500	A5	188～ 271g	H14. 2. 28 創刊
横須賀市史料所在目録 第 1 集～第 7 集 (非売品)					

■新刊のご案内

書名・内容	ページ数	定価(円)	版	重量	発行年月日
市史研究横須賀 第 16 号 ◇特集 学童疎開 / 諏訪、鶴久保、大津、田戸、 坂本の各国民学校別ミニ座談会 ◇戦後 70 年：手記(2) / 市内在住者の手記 8 本 ◇『新横須賀市史』資料編 古代・中世拾遺史料 3	149	500	B5	235g	H30. 3. 20
市史研究横須賀 第 17 号 ◇特集 学童疎開(2) / 汐入、船越、田浦、豊島、 逸見の各国民学校別ミニ座談会 ◇市民が語る横須賀ストーリー / 今関晴夫さん	130	500	B5	200g	H30. 3. 30

■購入方法等 (市史資料室のホームページでもご案内しています)

購入場所は、

- 横須賀市役所 本庁舎 1 階 市政情報コーナー
住所 238-8550 横須賀市小川町 11 番地 (京浜急行「横須賀中央」駅から徒歩 7 分)
- 役所屋 (中央店・追浜店・久里浜店)、各行政センター

郵送での購入方法は、

- ご希望の書籍名・冊数・住所・氏名・電話番号を明記した用紙を同封の上、現金書留を利用して、書籍代金は現金、送料は切手で、市政情報コーナーへお送りください。送料が不明な場合は、市政情報コーナーにお問い合わせください。
- 市政情報コーナー 電話：046-822-8186

郵便物のあて先は、「238-8550 市政情報コーナー」で届きます。